

新旧対照表

現 行	修正案
<p data-bbox="450 384 788 504">紋別市地域防災計画 一般災害対策編</p>	<p data-bbox="1491 384 1830 592">紋別市地域防災計画 一般災害対策編 (修正案)</p>

第1部 総則

現 行	修正案	説 明
<p>第1章 計画の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の目的 (略) 2. 用語 (略) 3. 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 4. 計画の構成 (略) 5. 計画の修正 (略) 6. 他の法令に基づく計画との関係 (略) 7. 計画の習熟 (略) <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施責任 (略) 2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 紋別市地域を管轄する市、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて紋別市の防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。 	<p>第1章 計画の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の目的 (略) 2. 用語 (略) 3. 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 4. 計画の構成 (略) 5. 計画の修正 (略) 6. 他の法令に基づく計画との関係 (略) 7. 計画の習熟 (略) <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施責任 (略) 2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 紋別市地域を管轄する市、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて紋別市の防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。 	

現 行			修正案			説 明		
区分	機関名	事務又は業務の大綱	区分	機関名	事務又は業務の大綱			
指定地方 行政機関	紋別海上保安部	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること (3) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること (4) 海上における人命の救助に関すること (5) 海上交通の安全確保に関すること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣の要請に関すること	指定地方 行政機関	紋別海上保安部	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること (4) 海上における人命の救助に関すること (5) 海上交通の安全確保に関すること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣の要請に関すること	道計画修正に基づく修正		
	網走地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること (7) 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること		網走地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。			
	網走開発建設部興部道路事務所	(1) 所轄国道の維持、災害復旧その他の管理に関すること		網走開発建設部興部道路事務所	(1) 所轄国道の維持、災害復旧その他の管理に関すること			
	網走開発建設部遠軽開発事務所	(1) 所轄河川の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること		網走開発建設部遠軽開発事務所	(1) 所轄河川の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること			
	網走開発建設部紋別港湾事務所	(1) 紋別港所轄工事の災害復旧に関すること		網走開発建設部紋別港湾事務所	(1) 紋別港所轄工事の災害復旧に関すること			
	網走西部森林管理署西紋別支署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること		網走西部森林管理署西紋別支署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること			
	紋別公共職業安定所	(1) 被災地域における労働力の供給に関すること (2) 被災失業者の職業紹介に関すること (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること (4) 雇用保険法による求職者給付のり災受給資格者に対する優先取扱いに関すること		紋別公共職業安定所	(1) 被災地域における労働力の供給に関すること (2) 被災失業者の職業紹介に関すること (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること (4) 雇用保険法による求職者給付のり災受給資格者に対する優先取扱いに関すること			
	自衛隊	陸上自衛隊北部方面隊		(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること	自衛隊		陸上自衛隊北部方面隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること

現 行			修正案			説 明
区分	機関名	事務又は業務の大綱	区分	機関名	事務又は業務の大綱	
北 海 道	オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する こと (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等 その他災害予防措置に関すること (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた 教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (5) 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又 は業務の総合調整に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること	北 海 道	オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する こと (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等 その他災害予防措置に関すること (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた 教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (5) 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又 は業務の総合調整に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること	
	北海道オホーツク紋別空港管理事務所	(1) 災害時における救援物資の緊急航空輸送等につき関係機 関の支援に関すること (2) オホーツク紋別空港消防救難隊編成による活動に関する こと		北海道オホーツク紋別空港管理事務所	(1) 災害時における救援物資の緊急航空輸送等につき関係機 関の支援に関すること (2) オホーツク紋別空港消防救難隊編成による活動に関する こと	
	オホーツク教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること		オホーツク教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること	
	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	(1) 水防技術の指導に関すること (2) 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に関すること (3) 所轄河川の維持管理に関すること (4) 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること (5) 道道の維持、災害復旧等に関すること		オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	(1) 水防技術の指導に関すること (2) 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に関すること (3) 所轄河川の維持管理に関すること (4) 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること (5) 道道の維持、災害復旧等に関すること	
	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室(紋別保健所)	(1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関すること (3) 防疫薬剤供給対策に関すること (4) 被災者の健康管理に関すること (5) 災害時の応急給水に係る指導助言に関すること (6) 食品環境衛生の指導監視に関すること (7) 死亡獣畜の処理に係る指導助言に関すること (8) 放浪犬の管理に係る指導助言に関すること (9) 感染症患者の移送等に関すること		オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室(紋別保健所)	(1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関すること (3) 防疫薬剤供給対策に関すること (4) 被災者の健康管理に関すること (5) 災害時の応急給水に係る指導助言に関すること (6) 食品環境衛生の指導監視に関すること (7) 死亡獣畜の処理に係る指導助言に関すること (8) 放浪犬の管理に係る指導助言に関すること (9) 感染症患者の移送等に関すること	
北 海 道 警 察	紋 別 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に 関すること (2) 災害情報の収集に関すること (3) 災害警備本部の設置運用に関すること (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 広報活動に関すること (8) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること	北 海 道 警 察	紋 別 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に 関すること (2) 災害情報の収集に関すること (3) 災害警備本部の設置運用に関すること (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 広報活動に関すること (8) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること	
紋 別 市	紋 別 市 役 所	(1) 市防災会議に関する事務を行うこと (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄 等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること (3) 自主防災組織の充実を図ること (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた 教訓を伝承する活動を支援すること (6) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を 行うこと	紋 別 市	紋 別 市 役 所	(1) 市防災会議に関する事務を行うこと (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄 等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること (3) 自主防災組織の充実を図ること (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた 教訓を伝承する活動を支援すること (6) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を 行うこと	

現 行			修正案			説 明
区分	機関名	事務又は業務の大綱	区分	機関名	事務又は業務の大綱	
紋 別 市	紋別市教育委員会	(1)災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと (2)文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること	紋 別 市	紋別市教育委員会	(1)災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと (2)文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること	
紋別地区 消防組合	消 防 本 部 消 防 署 紋 別 消 防 団	(1)災害における人命救助、財産保護等、消防本部及び水防に関すること (2)災害時における消防団の出動命令に関すること	紋別地区 消防組合	消 防 本 部 消 防 署 紋 別 消 防 団	(1)災害における人命救助、財産保護等、消防本部及び水防に関すること (2)災害時における消防団の出動命令に関すること	
指定公共 機 関	東日本電信電話(株) 北海道事業部	(1)非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること	指定公共 機 関	東日本電信電話(株) 北海道事業部	(1)非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること	
	北海道電力(株) 紋別営業所	(1)電力供給施設の防災対策を行うこと (2)災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること		北海道電力(株) 紋別営業所	(1)電力供給施設の防災対策を行うこと (2)災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること	
	日本通運(株) 紋別支店	(1)災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと		日本通運(株) 紋別支店	(1)災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと	
	NHK北見放送局	(1)防災に関する知識の普及に関すること (2)気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと		NHK北見放送局	(1)防災に関する知識の普及に関すること (2)気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと	
	日本赤十字社 北海道支部 紋別市地区	(1)救助法が適用された場合、知事との委任協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること (2)防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと (3)北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと		日本赤十字社 北海道支部 紋別市地区	(1)救助法が適用された場合、知事との委任協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること (2)防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと (3)北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと	
	日本郵便株式会社 紋別郵便局	(1)災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること (2)郵便の非常取扱いを行うこと (3)郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動を行うこと		日本郵便株式会社 紋別郵便局	(1)災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること (2)郵便の非常取扱いを行うこと (3)郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動を行うこと	
指定地方 公共機関	一般社団法人 紋別医師会	(1)災害時における救急医療を行うこと	指定地方 公共機関	一般社団法人 紋別医師会	(1)災害時における救急医療を行うこと	
	一般社団法人 北見歯科医師会 紋別歯科医師団	(1)災害時における歯科医療を行うこと		一般社団法人 北見歯科医師会 紋別歯科医師団	(1)災害時における歯科医療を行うこと	
公共的 団体及び 防災上 重要な 施設の 管理 者	広域紋別病院	(1)必要に応じ医療班を編成し、被災地の医療救護を行うこと	公共的 団体及び 防災上 重要な 施設の 管理 者	広域紋別病院	(1)必要に応じ医療班を編成し、被災地の医療救護を行うこと	
	北紋バス(株)	(1)被災者等の輸送に関すること		北紋バス(株)	(1)被災者等の輸送に関すること	
	紋別漁業協同組合 オホーツクはまなす 農業協同組合	(1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2)漁具類、原料及び製品の災害応急対策の指導に関すること (3)農作物の災害応急対策の指導に関すること (4)被災組合員に対する融資あっせんに関すること (5)農水産物の需要調整に関すること (6)農水産業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関すること (7)共同利用施設の応急対策及び復旧対策に関すること		紋別漁業協同組合 オホーツクはまなす 農業協同組合	(1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2)漁具類、原料及び製品の災害応急対策の指導に関すること (3)農作物の災害応急対策の指導に関すること (4)被災組合員に対する融資あっせんに関すること (5)農水産物の需要調整に関すること (6)農水産業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関すること (7)共同利用施設の応急対策及び復旧対策に関すること	
	紋別商工会議所	(1)災害時における事業者の経営指導及び倒産防止対策の立案に関すること (2)物価安定に関すること (3)商工業者に対する融資あっせんに関すること		紋別商工会議所	(1)災害時における事業者の経営指導及び倒産防止対策の立案に関すること (2)物価安定に関すること (3)商工業者に対する融資あっせんに関すること	
	オホーツク中央森林組合	(1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2)被災組合に対する融資あっせんに関すること		オホーツク中央森林組合	(1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2)被災組合に対する融資あっせんに関すること	

現 行			修正案			説 明
区分	機関名	事務又は業務の大綱	区分	機関名	事務又は業務の大綱	
公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	一 般 運 送 業 者	(1)災害時における救護物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること (2)災害による復旧資材の輸送協力に関すること	公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	一 般 運 送 業 者	(1)災害時における救護物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること (2)災害による復旧資材の輸送協力に関すること	
	危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	(1)災害における危険物の保安に関すること		危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	(1)災害における危険物の保安に関すること	
3. 市民及び事業者の基本的責務等 (略) (1) 市民の責務 市民は、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自らの災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。 ① 平常時の備え ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認 イ 「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 ¹ の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ウ 隣近所との相互協力関係の醸成 エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 カ 要配慮者への配慮 キ 自主防災組織の結成 ② 災害時の対策 ア 地域における被災状況の把握 イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 ウ 初期消火活動等の応急対策 エ 避難場所での自主的活動 オ 市・防災関係機関の活動への協力 カ 自主防災組織の活動 ③ 災害緊急事態の布告があったときの協力 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、			3. 市民及び事業者の基本的責務等 (略) (1) 市民の責務 市民は、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自らの災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。 ① 平常時の備え ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認 イ 「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 ¹ の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ウ 隣近所との相互協力関係の醸成 エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 カ 要配慮者への配慮 キ 自主防災組織の結成 ク <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。</u> ② 災害時の対策 ア 地域における被災状況の把握 イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 ウ 初期消火活動等の応急対策 エ 避難場所での自主的活動 オ 市・防災関係機関の活動への協力 カ 自主防災組織の活動 ③ 災害緊急事態の布告があったときの協力 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、			防災基本計画修正に伴う追記

現 行	修正案	説 明
<p>内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>① 平常時の備え</p> <p>ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>イ 防災体制の整備</p> <p>ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>エ 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>キ 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>② 災害時の対策</p> <p>ア 事業所の被災状況の把握</p> <p>イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>ウ 施設利用者の避難誘導</p> <p>エ 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>オ 初期消火活動等の応急対策</p> <p>カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p>	<p>内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>① 平常時の備え</p> <p>ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>イ 防災体制の整備</p> <p>ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>エ 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>キ 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>② 災害時の対策</p> <p>ア 事業所の被災状況の把握</p> <p>イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>ウ 施設利用者の避難誘導</p> <p>エ 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>オ 初期消火活動等の応急対策</p> <p>カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> <p>③ 市民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>ア 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画に基づく追記</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(3) 市民運動の展開 (略)</p> <p>第3章 紋別市の概況</p> <p>1. 自然条件 (略)</p> <p>2. 社会的条件 (略)</p>	<p><u>制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p><u>エ 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該地区における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(3) 市民運動の展開 (略)</p> <p>第3章 紋別市の概況</p> <p>1. 自然条件 (略)</p> <p>2. 社会的条件 (略)</p>	<p>道計画に基づく追記</p>

第2部 風水害対策編

第1編 災害予防計画

現 行	修正案	説 明
<p data-bbox="120 261 472 293">第1章 防災体制の確立</p> <div data-bbox="129 304 1012 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="152 336 990 512">災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。</p><p data-bbox="152 826 990 927">また、市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p></div> <p data-bbox="129 975 226 1002">【 体系 】</p> <p data-bbox="159 1013 203 1038">(略)</p> <p data-bbox="120 1045 338 1072">1. 防災組織の整備</p> <p data-bbox="159 1083 203 1109">(略)</p> <p data-bbox="120 1118 479 1145">2. 防災用施設、資機材等の整備</p> <p data-bbox="159 1157 203 1182">(略)</p> <p data-bbox="120 1262 535 1294">第2章 情報連絡体制の整備</p> <p data-bbox="159 1305 203 1331">(略)</p> <p data-bbox="129 1342 226 1369">【 体系 】</p> <p data-bbox="159 1380 203 1406">(略)</p> <p data-bbox="120 1415 383 1442">1. 通信連絡手段の確保</p> <p data-bbox="159 1453 203 1479">(略)</p>	<p data-bbox="1057 261 1408 293">第1章 防災体制の確立</p> <div data-bbox="1066 304 1948 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1088 336 1926 549">災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。</p><p data-bbox="1088 560 1926 815"><u>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p><p data-bbox="1088 826 1926 927">また、市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p></div> <p data-bbox="1066 975 1162 1002">【 体系 】</p> <p data-bbox="1095 1013 1140 1038">(略)</p> <p data-bbox="1057 1045 1274 1072">1. 防災組織の整備</p> <p data-bbox="1095 1083 1140 1109">(略)</p> <p data-bbox="1057 1118 1415 1145">2. 防災用施設、資機材等の整備</p> <p data-bbox="1095 1157 1140 1182">(略)</p> <p data-bbox="1057 1262 1471 1294">第2章 情報連絡体制の整備</p> <p data-bbox="1095 1305 1140 1331">(略)</p> <p data-bbox="1066 1342 1162 1369">【 体系 】</p> <p data-bbox="1095 1380 1140 1406">(略)</p> <p data-bbox="1057 1415 1319 1442">1. 通信連絡手段の確保</p> <p data-bbox="1095 1453 1140 1479">(略)</p>	<p data-bbox="1993 331 2166 384">防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>2. 消防無線の整備 (略)</p> <p>3. 非常通信体制の強化 (略)</p> <p>4. 通信施設の耐震化 (略)</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 防災についての調査研究 (略)</p> <p>2. 不燃化促進等市街地の整備 (略)</p> <p>3. 火災予防 (略)</p> <p>4. 林野火災予防 (略)</p> <p>5. 水害予防 【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】 (1) 水害危険箇所の整備 市は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。 また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。</p> <p>(付属資料「3-1. 水防区域」、「3-2. 高波・高潮・津波等危険区域」、「3-3. 市街地における低地帯の浸水予想区域」参照)</p> <p>(2) 危険区域の点検及び監視 (略)</p>	<p>2. 消防無線の整備 (略)</p> <p>3. 非常通信体制の強化 (略)</p> <p>4. 通信施設の耐震化 (略)</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 防災についての調査研究 (略)</p> <p>2. 不燃化促進等市街地の整備 (略)</p> <p>3. 火災予防 (略)</p> <p>4. 林野火災予防 (略)</p> <p>5. 水害予防 【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】 (1) 水害危険箇所の整備 市は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。 また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。 <u>さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</u></p> <p>(付属資料「3-1. 水防区域」、「3-2. 高波・高潮・津波等危険区域」、「3-3. 市街地における低地帯の浸水予想区域」参照)</p> <p>(2) 危険区域の点検及び監視 (略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(3) 水防体制の確立</p> <p>市は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。</p> <p>(4) 避難措置の確立</p> <p>大雨により市内を流れる河川の水位が上昇し、水防警報が発令されたとき、市長及び警察官等は、直接被害を受けるおそれのある区域に対し、速やかに<u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を発令する。</p> <p>(5) 農業用水路等の点検 (略)</p> <p>(6) 水防資機材の点検配備 (略)</p> <p>(7) 水防思想の普及徹底 (略)</p> <p>6. 風害予防 (略)</p> <p>7. 雪害予防・寒冷対策 (略)</p> <p>8. 融雪災害予防 (略)</p> <p>9. 高波、高潮災害予防 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 警戒避難体制の整備</p> <p>① 市は、高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。</p> <p>② 市は、住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものと</p>	<p>(3) 水防体制の確立</p> <p>市は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。</p> <p>(4) 避難措置の確立</p> <p>大雨により市内を流れる河川の水位が上昇し、水防警報が発令されたとき、市長及び警察官等は、直接被害を受けるおそれのある区域に対し、速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する。</p> <p>(5) 農業用水路等の点検 (略)</p> <p>(6) 水防資機材の点検配備 (略)</p> <p>(7) 水防思想の普及徹底 (略)</p> <p>6. 風害予防 (略)</p> <p>7. 雪害予防・寒冷対策 (略)</p> <p>8. 融雪災害予防 (略)</p> <p>9. 高波、高潮災害予防 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 警戒避難体制の整備</p> <p>① 市は、高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、<u>防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u>、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。</p> <p>② 市は、住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものと</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>する。</p> <p>③ 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>10. 土砂災害予防</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 危険箇所の調査 (略)</p> <p>(2) 予防パトロールの実施 (略)</p> <p>(3) 土砂災害の危険区域の周知 (略)</p> <p>(4) 避難措置の確立</p> <p>① 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を発令する。</p> <p>② 市は、避難勧告等の伝達手段、方法等について別に定め、広報紙、パンフレット等により住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>③ 市は、危険区域内に高齢者等の要配慮者施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。</p> <p>(5) 土砂災害防止工事の促進 (略)</p> <p>(6) がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。</p>	<p>する。</p> <p>③ 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>10. 土砂災害予防</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 危険箇所の調査 (略)</p> <p>(2) 予防パトロールの実施 (略)</p> <p>(3) 土砂災害の危険区域の周知 (略)</p> <p>(4) 避難措置の確立</p> <p>① 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>を発令する。</p> <p>② 市は、避難勧告等の伝達手段、方法等について別に定め、広報紙、パンフレット等により住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>③ 市は、危険区域内に高齢者等の要配慮者施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。</p> <p>(5) 土砂災害防止工事の促進 (略)</p> <p>(6) がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>① 市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。</p> <p>② 市は、<u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>項目番号の追記</p> <p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

現 行	修正案	説 明
<p>11. 危険物・毒物・劇物災害予防 (略)</p> <p>12. 複合災害に関する計画 (略)</p> <p>第4章 安全避難の環境整備 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 避難場所等の確保及び整備</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難誘導體制の構築</p> <p>① 市は、大規模火災、津波等の災害から市民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。</p> <p>② 避難勧告等の発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等にとり、指定近況避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底につとめるものとする。</p> <p>③ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方</p>	<p>11. 危険物・毒物・劇物災害予防 (略)</p> <p>12. 複合災害に関する計画 (略)</p> <p>第4章 安全避難の環境整備 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 避難場所等の確保及び整備</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難誘導體制の構築</p> <p>① 市は、大規模火災、津波等の災害から市民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、<u>円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</u></p> <p>② 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、<u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>③ 避難勧告等の発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等にとり、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の<u>安全な場所</u>への移動又は<u>屋内安全確保等</u>を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底につとめるものとする。</p> <p>④ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく追記 項目番号変更</p> <p>項目番号変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>項目番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。</p> <p>④ 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>⑤ 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所の確保等</p> <p>① 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形、地質、施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。</p> <p>また、指定緊急避難場所においては、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがあると災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定緊急避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所の指定要件は満たさないが、臨時的に活用可能な施設又は場所を臨時避難場所として設ける。(指定緊急避難場所等については、付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」参照)</p> <p>② 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>③ 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場</p>	<p>公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。</p> <p>⑤ 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>⑥ 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>⑦ 市は、<u>都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の確保等</p> <p>① 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形、地質、施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、<u>災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>また、指定緊急避難場所においては、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがあると災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所の指定要件は満たさないが、臨時的に活用可能な施設又は場所を臨時避難場所として設ける。(指定緊急避難場所等については、付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」参照)</p> <p>② 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>③ 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場</p>	<p>項目番号変更</p> <p>項目番号変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う追記 項目番号変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明																
<p>所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>④ 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。</p> <p>⑤ 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。</p> <p>(3) 避難所の確保等</p> <p>① 市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（居住者等※1を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民※2その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設その他の施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。（付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」参照）</p> <p>※1 居住者等：避難のため立退きを行った居住者、滞在者その他の者 ※2 被災住民：自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民</p>	<p>所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>④ 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。</p> <p>⑤ 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。</p> <p>(3) 避難所の確保等</p> <p>① 市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（居住者等※1を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民※2その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設その他の施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。（付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」参照）</p> <p>※1 居住者等：避難のため立退きを行った居住者、滞在者その他の者 ※2 被災住民：自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民</p>																	
<table border="1"> <tr> <td>規模</td> <td>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</td> </tr> </table>	規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。	構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。	立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。	交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。	<table border="1"> <tr> <td>規模</td> <td>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</td> </tr> </table>	規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。	構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。	立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。	交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。																	
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。																	
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。																	
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。																	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。																	
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。																	
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。																	
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。																	
<p>② 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</p> <p>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。</p> <p>ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</p> <p>③ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>④ 市は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。</p> <p>ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。</p> <p>イ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所</p>	<p>② 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</p> <p>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。</p> <p>ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</p> <p>③ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>④ 市は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。</p> <p>ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。</p> <p>イ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所</p>																	

現 行	修正案	説 明
<p>での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>⑤ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>⑥ 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。</p> <p>⑦ 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。</p> <p>(4) 避難路の確保 (略)</p> <p>(5) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>(6) 標識等の整備 (略)</p> <p>2. 避難計画</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難計画の策定等</p> <p>① 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>市は、適時・適切に<u>避難指示</u>、<u>避難勧告及び避難準備情報</u>（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</p>	<p>での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p><u>エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>⑤ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>⑥ 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。</p> <p>⑦ 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。</p> <p>(4) 避難路の確保 (略)</p> <p>(5) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>(6) 標識等の整備 (略)</p> <p>2. 避難計画</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難計画の策定等</p> <p>① 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</p> <p>市は、適時・適切に<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u>（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、<u>避難勧告等の意味と内容の説明</u>、<u>避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）</u>について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</p> <p><u>そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>② 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市は、住民の円滑な避難を確保するため、水防方に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配付その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>③ 市の避難計画 市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア <u>避難指示</u>・<u>避難勧告</u>・<u>避難準備情報</u>を発令する基準及び伝達方法</p> <p><u>(参考「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(北海道作成)資料編9-8及び9-9)</u></p> <p>イ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法 エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）給水、給食措置 （イ）毛布、寝具等の支給 （ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）暖房及び発電機用燃料の確保 （オ）負傷者に対する応急救護 カ 避難場所・避難所の管理に関する事項 （ア）避難中の秩序保持 （イ）住民の避難状況の把握 （ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達 （エ）避難住民に対する各種相談業務 キ 避難に関する広報 （ア）防災行政無線等による周知</p>	<p><u>を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>② 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市は、住民の円滑な避難を確保するため、水防方に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配付その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>③ 市の避難計画 市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、<u>町内会や自治会</u>、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア <u>避難指示（緊急）</u>・<u>避難勧告</u>・<u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法 エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）給水、給食措置 （イ）毛布、寝具等の支給 （ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）暖房及び発電機用燃料の確保 （オ）負傷者に対する応急救護 カ 避難場所・避難所の管理に関する事項 （ア）避難中の秩序保持 （イ）住民の避難状況の把握 （ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達 （エ）避難住民に対する各種相談業務 キ 避難に関する広報 （ア）防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）等による周知</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>参考削除</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p><u>(イ)</u> 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p><u>(ウ)</u> 避難誘導者による現地広報</p> <p><u>(エ)</u> 住民組織を通じた広報</p> <p>④ 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難者への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p>⑤ 防災上重要な施設の管理等</p> <p>学校、医療関係及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p><u>ア</u> 避難の場所（避難場所、避難所）</p> <p><u>イ</u> 避難の経路</p> <p><u>ウ</u> 移送の方法</p> <p><u>エ</u> 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法</p> <p><u>オ</u> 保健、衛生及び給食等の実施方法</p> <p><u>カ</u> 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>⑥ 公共用地等の有効活用への配慮</p> <p>市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒避難基準による住民の自発的警戒避難について</p> <p>(略)</p> <p>(3) 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難生活環境の整備充実</p> <p>(略)</p>	<p><u>(イ)</u> 緊急速報メールによる周知</p> <p><u>(ウ)</u> 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p><u>(エ)</u> 避難誘導者による現地広報</p> <p><u>(オ)</u> 住民組織を通じた広報</p> <p>④ 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難者への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p>⑤ 防災上重要な施設の管理等</p> <p><u>ア</u> 学校、医療関係及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p><u>(7)</u> 避難の場所（避難場所、避難所）</p> <p><u>(1)</u> 避難の経路</p> <p><u>(ウ)</u> 移送の方法</p> <p><u>(エ)</u> 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法</p> <p><u>(オ)</u> 保健、衛生及び給食等の実施方法</p> <p><u>(カ)</u> 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p><u>イ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p> <p>⑥ 公共用地等の有効活用への配慮</p> <p>市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒避難基準による住民の自発的警戒避難について</p> <p>(略)</p> <p>(3) 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難生活環境の整備充実</p> <p>(略)</p>	<p>道計画修正に基づく追記 項目記号の変更</p> <p>項目番号追加</p> <p>項目記号の変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第5章 救援救護体制の整備 (略) 【 体系 】 (略) 1. 救助・救急体制の整備 (略) 2. 飲料水、食糧及び生活必需品等の確保 (略) 3. 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>第6章 防災行動力の向上 (略) 【 体系 】 (略) 1. 防災意識の高揚 (略) 2. 地域の防災組織の充実・強化 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (略) 1. 地域の防災組織の充実・強化 (略) (1) 根拠及び目的 (略) (2) 組織の規約 (略) (3) 組織の編成 (略) (4) 防災リーダーの育成 (略) (5) 自主防災組織の活動 ① 平常時の活動</p>	<p>第5章 救援救護体制の整備 (略) 【 体系 】 (略) 1. 救助・救急体制の整備 (略) 2. 飲料水、食糧及び生活必需品等の確保 (略) 3. 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>第6章 防災行動力の向上 (略) 【 体系 】 (略) 1. 防災意識の高揚 (略) 2. 地域の防災組織の充実・強化 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (略) 1. 地域の防災組織の充実・強化 (略) (1) 根拠及び目的 (略) (2) 組織の規約 (略) (3) 組織の編成 (略) (4) 防災リーダーの育成 (略) (5) 自主防災組織の活動 ① 平常時の活動</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>ア 防災知識の普及 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、市は、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p>イ 防災訓練の実施 自主防災組織は、災害時における迅速・的確な防災行動力を身につけるため、平常時から防災訓練を繰り返し行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとす。 なお、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、市は、積極的に訓練の技術指導を行う。 (ア) 情報収集伝達訓練 (イ) 消火訓練 (ウ) 避難訓練 (エ) 救出救護訓練 (オ) 図上訓練</p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。</p> <p>エ 防災用資機材等の整備・点検 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように、日頃から資機材の点検を行う。</p> <p>② 非常時及び災害時の活動 ア 情報の収集伝達 自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。 このため、あらかじめ次の事項を定めておくようにする。 (ア) 連絡をとる防災関係機関 (イ) 防災関係機関との連絡のための手段 (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート</p>	<p>ア 防災知識の普及 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、市は、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p>イ 防災訓練の実施 自主防災組織は、災害時における迅速・的確な防災行動力を身につけるため、平常時から防災訓練を繰り返し行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとす。 なお、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、市は、積極的に訓練の技術指導を行う。 (ア) 情報収集伝達訓練 (イ) 消火訓練 (ウ) 避難訓練 (エ) 救出救護訓練 (オ) 図上訓練</p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。</p> <p>エ 防災用資機材等の整備・点検 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように、日頃から資機材の点検を行う。</p> <p>② 非常時及び災害時の活動 ア 情報の収集伝達 自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。 このため、あらかじめ次の事項を定めておくようにする。 (ア) 連絡をとる防災関係機関 (イ) 防災関係機関との連絡のための手段 (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>家庭に対しては、火の始末など、出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける。また、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努める。</p> <p>ウ 救出救護活動の実施</p> <p>がけ崩れ、建物の倒壊等により、下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。</p> <p>また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長等から避難勧告、<u>避難指示</u>や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する<u>避難準備情報</u>が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。</p> <p>なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。</p> <p>オ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の至急が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となり、自主防災組織は、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(6) 自主防災組織の活動環境の整備 (略)</p>	<p>また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>家庭に対しては、火の始末など、出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける。また、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努める。</p> <p>ウ 救出救護活動の実施</p> <p>がけ崩れ、建物の倒壊等により、下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。</p> <p>また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長等から避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、<u>大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。</u></p> <p>特に、<u>避難行動要支援者</u>に対しては、<u>町内会や自治会等</u>地域住民の協力のもとに<u>早期に避難</u>させる。</p> <p>オ <u>避難所の運営</u></p> <p><u>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</u></p> <p><u>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u></p> <p>カ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となり、自主防災組織は、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(6) 自主防災組織の活動環境の整備 (略)</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画に基づく追記</p> <p>項目記号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>2. 事業所における防災体制の確保 (略)</p> <p>3. 地区防災計画 (略)</p> <p>3. 防災訓練の充実 (略)</p> <p>4. 要配慮者対策 【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 安全対策</p> <p>市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p>2. 市の対策 (略)</p> <p>3. 社会福祉施設における要配慮者対策 (略)</p> <p>4. 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>(1) 多言語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p>	<p>2. 事業所における防災体制の確保 (略)</p> <p>3. 地区防災計画 (略)</p> <p>3. 防災訓練の充実 (略)</p> <p>4. 要配慮者対策 【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 安全対策</p> <p>市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うとともに、<u>庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p>2. 市の対策 (略)</p> <p>3. 社会福祉施設における要配慮者対策 (略)</p> <p>4. 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p><u>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。</u></p> <p>(1) 多言語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>5. 避難行動要支援者名簿の作成等 (略)</p> <p>5. 事業継続計画（BCP）の策定 (略)</p>	<p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>5. 避難行動要支援者名簿の作成等 (略)</p> <p>5. 事業継続計画（BCP）の策定 (略)</p>	

第2編 災害応急対策計画

現 行	修正案	説 明
<p>第1章 応急活動体制 (略) 【体系】 (略) 1. 職員の非常配備体制 (略) 2. 職員の動員計画 (略) 3. 紋別市災害対策本部の設置 【計画の方針】 市長は、本市の区域内に災害や事故が発生し、又は発生するおそれのある場合 で必要であると認められるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、非常 体制として紋別市災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。</p> <p>【計画の内容】 (1) 本部設置の基準及び手続き (略) (2) 本部の組織及び運営 (略) (3) 現地災害対策本部 (略)</p> <p>第2章 気象業務に関する計画 (略) 【体系】 (略) 1. 気象業務組織 【計画の方針】 (略)</p>	<p>第1章 応急活動体制 (略) 【体系】 (略) 1. 職員の非常配備体制 (略) 2. 職員の動員計画 (略) 3. 紋別市災害対策本部の設置 【計画の方針】 市長は、本市の区域内に災害や事故が発生し、又は発生するおそれのある場合 で必要であると認められるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、非常 体制として紋別市災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。 <u>市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、 適切な対応がとれるよう努めるとともに、本部の機能の充実・強化に努めるもの とする。</u></p> <p>【計画の内容】 (1) 本部設置の基準及び手続き (略) (2) 本部の組織及び運営 (略) (3) 現地災害対策本部 (略)</p> <p>第2章 気象業務に関する計画 (略) 【体系】 (略) 1. 気象業務組織 【計画の方針】 (略)</p>	<p>道計画修正に基 づく修正</p>

現 行	修正案	説 明																												
<p>【計画の内容】</p> <p>(1) 予報区と担当官署</p> <p>一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p> <p>本市を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">【担当官署】</p> <table border="1" data-bbox="152 496 1003 632"> <thead> <tr> <th>府県予報区名称</th> <th>区 域</th> <th>担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方</td> <td>オホーツク総合振興局管内 市町村</td> <td>網走地方気象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 細分区域名</p> <p>予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p>ア 一次細分区域</p> <p>府県天気予報を定期的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。</p> <p>イ 市町村をまとめた区域</p> <p>二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域である。</p> <p>ウ 二次細分区域</p> <p>警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定する場合がある。二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。</p> <p>紋別市は、以下に属する。</p> <p style="text-align: center;">【細分区域名】</p> <table border="1" data-bbox="134 1217 1021 1378"> <thead> <tr> <th>府県予報区 (担当気象官署)</th> <th>一次細分 区域名</th> <th>市町村等をまとめた 地域名</th> <th>二次細分 区域名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)</td> <td>紋別地方</td> <td>紋別北部</td> <td>紋別市</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用</p>	府県予報区名称	区 域	担当官署	網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内 市町村	網走地方気象台	府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分 区域名	網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	紋別地方	紋別北部	紋別市	<p>【計画の内容】</p> <p>(1) 予報区と担当官署</p> <p>予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p> <p>本市を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">【担当官署】</p> <table border="1" data-bbox="1088 496 1939 632"> <thead> <tr> <th>府県予報区名称</th> <th>区 域</th> <th>担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方</td> <td>オホーツク総合振興局管内 市町村</td> <td>網走地方気象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 細分区域名</p> <p>予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p>ア 一次細分区域</p> <p>府県天気予報を定期的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。</p> <p>イ 市町村をまとめた区域</p> <p>二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域である。</p> <p>ウ 二次細分区域</p> <p>警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定する場合がある。二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。</p> <p>紋別市は、以下に属する。</p> <p style="text-align: center;">【細分区域名】</p> <table border="1" data-bbox="1070 1217 1957 1378"> <thead> <tr> <th>府県予報区 (担当気象官署)</th> <th>一次細分 区域名</th> <th>市町村等をまとめた 地域名</th> <th>二次細分 区域名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)</td> <td>紋別地方</td> <td>紋別北部</td> <td>紋別市</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用</p>	府県予報区名称	区 域	担当官署	網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内 市町村	網走地方気象台	府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分 区域名	網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	紋別地方	紋別北部	紋別市	<p>道計画修正に基づく修正</p>
府県予報区名称	区 域	担当官署																												
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内 市町村	網走地方気象台																												
府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分 区域名																											
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	紋別地方	紋別北部	紋別市																											
府県予報区名称	区 域	担当官署																												
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内 市町村	網走地方気象台																												
府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分 区域名																											
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	紋別地方	紋別北部	紋別市																											

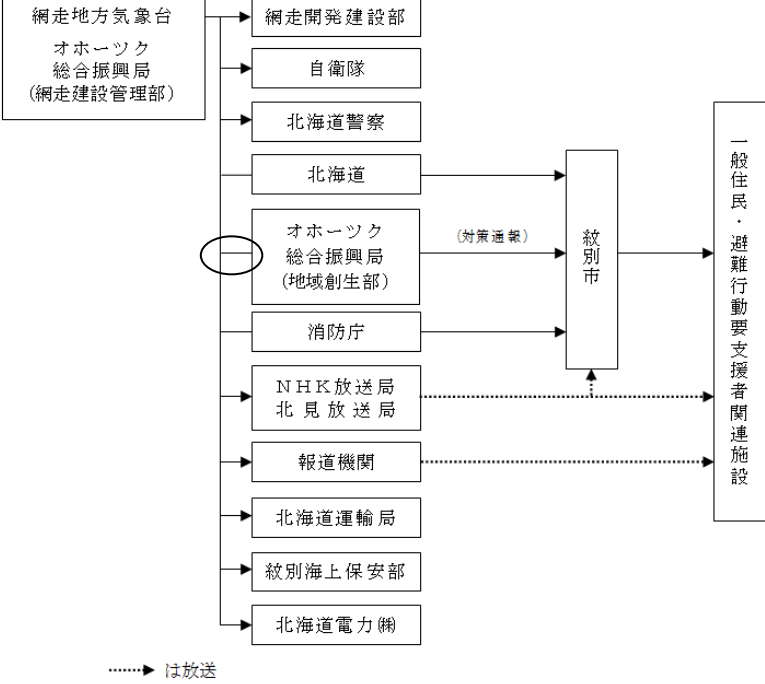
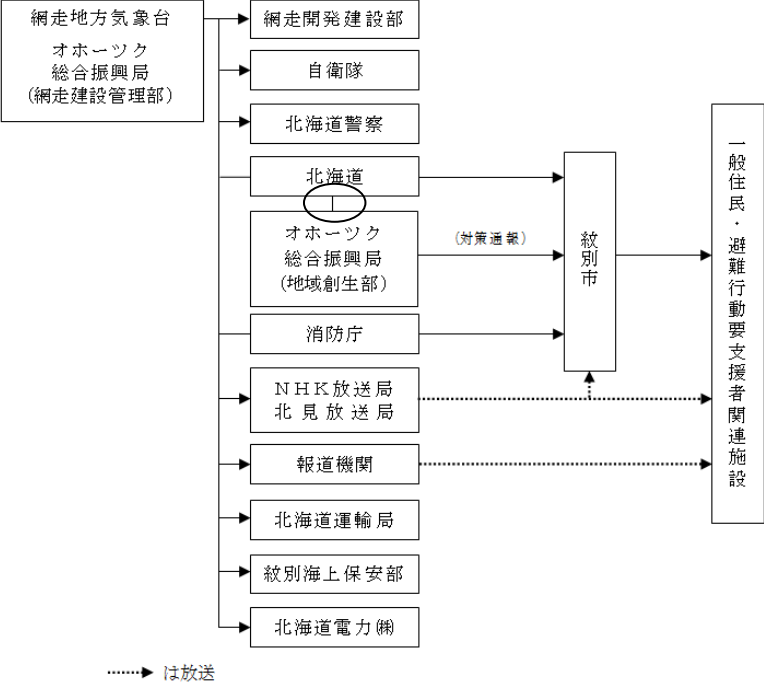
現 行	修正案	説 明																																						
<p>いる場合がある。</p> <p>2. 気象等に関する特別警報、警報、注意報その他の情報</p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>① 気象等に関する特別警報</p> <p>警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p>	<p>いる場合がある。</p> <p>2. 気象等に関する特別警報、警報、注意報その他の情報</p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>① 気象等に関する特別警報</p> <p>警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">発 表 想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	発 表 想 定		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">発 表 想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	発 表 想 定		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
現象の種類	発 表 想 定																																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																							
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																																						
高潮		高潮になると予想される場合																																						
波浪		高波になると予想される場合																																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																							
現象の種類	発 表 想 定																																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																							
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																																						
高潮		高潮になると予想される場合																																						
波浪		高波になると予想される場合																																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																							
<p>【特別警報の指標】</p> <p>ア 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報）</p> <p>以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>（ア）48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上（紋別市では、48時間降水量が197mm、3時間降水量66mm、土壌雨量指数が140）となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>（イ）3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</p> <p>イ 台風等を要因とする特別警報の指標（暴風特別警報、暴風雪特別警報）</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</p>	<p>【特別警報の指標】</p> <p>ア 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報）</p> <p>以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>（ア）48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上（紋別市では、48時間降水量が197mm、3時間降水量66mm、土壌雨量指数が140）となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>（イ）3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</p> <p>イ 台風等を要因とする特別警報の指標（暴風特別警報、暴風雪特別警報）</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</p>																																							

現 行		修正案		説 明
<p>ウ 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（紋別市は125cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p> <p>② 気象等に関する警報・注意報</p> <p>ア 気象警報（付属資料「8-1. 網走地方気象台による警報・注意報発表基準」参照）</p>		<p>ウ 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（紋別市は125cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p> <p>② 気象等に関する警報・注意報</p> <p>ア 気象警報（付属資料「8-1. 網走地方気象台による警報・注意報発表基準」参照）</p>		
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
<p>イ 気象注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）」参照）</p>		<p>イ 気象注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）」参照）</p>		

現 行		修正案		説 明
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	道計画修正に基づく修正
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

現 行		修正案		説 明
③ 地面現象警報及び注意報		③ 地面現象警報及び注意報		
地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	
④ 浸水警報及び注意報		④ 浸水警報及び注意報		
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	
⑤ 高潮警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）		⑤ 高潮警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）		
高潮警報	台風や低気圧等による <u>異常な海面の上昇</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による <u>海面の異常な上昇</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
高潮注意報	台風や低気圧等による <u>異常な海面の上昇</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による <u>海面の異常な上昇</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
⑥ 波浪警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）		⑥ 波浪警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）		
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

現 行	修正案	説 明								
<p>⑦ 洪水警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）</p> <table border="1" data-bbox="120 236 1016 464"> <tr> <td data-bbox="120 236 320 384">洪水警報</td> <td data-bbox="320 236 1016 384">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 384 320 464">洪水注意報</td> <td data-bbox="320 384 1016 464">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </table>	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>⑦ 洪水警報及び注意報（付属資料「8-1. 網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）参照）</p> <table border="1" data-bbox="1057 236 1953 464"> <tr> <td data-bbox="1057 236 1256 384">洪水警報</td> <td data-bbox="1256 236 1953 384">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1057 384 1256 464">洪水注意報</td> <td data-bbox="1256 384 1953 464">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </table>	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。									
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。									
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。									
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。									
<p>(2) 気象等に関する特別警報、警報及び注意報の伝達 (略)</p> <p>2. 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p>3. 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難の判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。 伝達は次の系統により行う。</p>	<p>(2) 気象等に関する特別警報、警報及び注意報の伝達 (略)</p> <p>2. 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p>3. 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が<u>さらに</u>高まったときに、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難の判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。 伝達は次の系統により行う。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p>								

現 行	修正案	説 明
<p data-bbox="392 156 752 181">【土砂災害警戒情報の伝達系統図】</p>  <p data-bbox="145 933 392 957">4. 指定河川洪水予報</p> <p data-bbox="145 965 1008 1069">河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する。</p> <p data-bbox="145 1077 414 1149">(1) 指定河川及び担当 (略)</p>	<p data-bbox="1332 156 1693 181">【土砂災害警戒情報の伝達系統図】</p>  <p data-bbox="1086 933 1332 957">4. 指定河川洪水予報</p> <p data-bbox="1086 965 1948 1069">河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する。</p> <p data-bbox="1086 1077 1355 1149">(1) 指定河川及び担当 (略)</p>	<p data-bbox="2004 391 2161 438">道計画修正に基づく修正</p> <p data-bbox="2004 981 2161 1029">道計画修正に基づく修正</p>

現 行			修正案			説 明
(2) 種類及び発表基準			(2) 種類及び発表基準			
種 類	標 題	概 要	種 類	標 題	概 要	
洪水警報	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u>	洪水警報	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u>	
	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に達したときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。</u> <u>この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</u>		氾濫危険情報	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u>	
	氾濫警戒情報	<u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u>		氾濫警戒情報	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u>	
洪水注意報	氾濫注意情報	<u>氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>避難準備情報等の発令の判断の参考とする。</u>	洪水注意報	氾濫注意情報	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u>	
(3) 伝達 (略)			(3) 伝達 (略)			道計画修正に基づく修正

現 行	修正案	説 明
<p>5. 水防警報 (略)</p> <p>6. 火災気象通報 (林野火災気象通報を兼ねる) (略)</p> <p>7. 気象情報等、府県気象情報 (1) 地方気象情報、府県気象情報 <u>気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。気象の予報等について、警報注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</u></p> <p>(2) 台風に関する気象情報 (略)</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報 府県予報区内で数年に、一度しか発生しないような<u>激しい</u>短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>(4) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による<u>激しい突風</u>に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の<u>激しい突風の発生する可能性が高まった</u>ときに発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。</p>	<p>5. 水防警報 (略)</p> <p>6. 火災気象通報 (林野火災気象通報を兼ねる) (略)</p> <p>7. 気象情報等、府県気象情報 (1) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報</u>に先立って注意を喚起する場合や、<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(2) 台風に関する気象情報 (略)</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報 府県予報区内で数年に、一度しか発生しないような<u>猛烈な</u>短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>(4) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による<u>激しい突風</u>に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の<u>激しい突風の発生しやすい気象状況になっている</u>ときに発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行			修正案			説 明
【網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）】平成24年5月29日現在			【網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（紋別市）】平成29年7月7日現在			
警 報	大雨	雨量基準	1時間雨量 50mm	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	119		土壌雨量指数基準	119
	洪水	雨量基準	二	洪水	流域雨量指数基準	清瀬川流域=5.1、 立牛川流域=23.3、 蘆鷹川流域=22.6
		流域雨量指数基準	和訓辺川流域=6、立牛川流域=14、上古丹川流域=7		複合基準※1	渚滑川流域=(5、36.3)、 清瀬川流域=(5、4)、 蘆鷹川流域=(5、18.2)
		複合基準	二		指定河川洪水予報による基準	渚滑川〔上渚滑・渚滑橋〕
	暴風	平均風速	陸上 20m/s ^{※1} 、海上 25m/s	暴風	平均風速	陸上 20m/s ^{※2} 、海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 18m/s ^{※2} 、雪による視程障害を伴う 海上 25m/s、雪による視程障害を伴う	暴風雪	平均風速	陸上 18m/s ^{※3} 、雪による視程障害を伴う 海上 25m/s、雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高	6.0m	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.3m	高潮	潮位	1.3m
注 意 報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	84		土壌雨量指数基準	84
	洪水	雨量基準	二	洪水	流域雨量指数基準	清瀬川流域=4、 立牛川流域=18.6、 蘆鷹川流域=18
		流域雨量指数基準	和訓辺川流域=5、立牛川流域=11、上古丹川流域=4		複合基準※1	渚滑川流域=(5、31.6)、 清瀬川流域=(5、2.9)、 蘆鷹川流域=(5、16.2)
		複合基準	二		指定河川洪水予報による基準	渚滑川〔上渚滑・渚滑橋〕
	強風	平均風速	陸上 12m/s ^{※3} 、海上 15m/s	強風	平均風速	陸上 12m/s ^{※4} 、海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 10m/s ^{※4} 、雪による視程障害を伴う 海上 15m/s、雪による視程障害を伴う	風雪	平均風速	陸上 10m/s ^{※5} 、雪による視程障害を伴う 海上 15m/s、雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3.0m	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	0.9m	高潮	潮位	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%		乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	雪崩	①24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②50cm以上の積雪があって日平均気温が 5℃以上		雪崩	①24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②50cm以上の積雪があって日平均気温が 5℃以上	
	低温	5～10月：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続 11～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い		低温	5～10月：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続 11～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下		霜	最低気温 3℃以下	
着氷	船体着氷：水温 4℃以下、気温・5℃以下で風速 8m/s 以上		着氷	船体着氷：水温 4℃以下、気温・5℃以下で風速 8m/s 以上		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

現 行	修正案	説 明
<p>※¹ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 25m/s を目安とする。 ※² 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 23m/s を目安とする。 ※³ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 15m/s を目安とする。 ※⁴ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 13m/s を目安とする。</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発表基準欄に記載した数値は、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまでの継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。 3 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数 4 流域雨量指数：降水による洪水の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。 5 潮位の基準面は東京湾平均海面である(T.P) <p>第3章 情報連絡・広報計画</p> <p>（略）</p> <p>【 体系 】</p> <p>（略）</p> <p>1. 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備</p> <p>【計画の方針】</p> <p>（略）</p> <p>【計画の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）通信ネットワークの整備・拡充 （略） （2）わかりやすい防災情報の伝達 <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 ② 市は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システム、衛生携帯電話等の無線通信システムや携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段 	<p>※¹（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>※² 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 25m/s を目安とする。 ※³ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 23m/s を目安とする。 ※⁴ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 15m/s を目安とする。 ※⁵ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 13m/s を目安とする。</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発表基準欄に記載した数値は、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまでの継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。 3 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数 4 流域雨量指数：降水による洪水の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。 5 潮位の基準面は東京湾平均海面である(T.P) <p>第3章 情報連絡・広報計画</p> <p>（略）</p> <p>【 体系 】</p> <p>（略）</p> <p>1. 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備</p> <p>【計画の方針】</p> <p>（略）</p> <p>【計画の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）通信ネットワークの整備・拡充 （略） （2）わかりやすい防災情報の伝達 <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 ② 市は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等（戸別受信機を含む）の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システム、衛生携帯電話等の無線通信システムや携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め 	<p>大雨警報（浸水害）及び洪水警報等の基準改正に伴う一覧表の修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>の整備に努めるものとする。</p> <p>③ 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信議会との連携にも十分に配慮するものとする。</p> <p>④ 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。</p> <p>⑤ 無線通信システムの運用方法においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要性が生じた際は、北海道総合通信局との事前の調査を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</p> <p>2. 被害状況等の情報の収集・伝達</p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化等に努める。</p> <p>(1) 市の災害情報等収集及び連絡</p> <p>① 市は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずる。また、その状況をオホーツク総合振興局に報告する。</p>	<p>るものとする。</p> <p><u>なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。</u></p> <p>③ 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信議会との連携にも十分に配慮するものとする。</p> <p>④ 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。</p> <p>⑤ 無線通信システムの運用方法においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要性が生じた際は、北海道総合通信局との事前の調査を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</p> <p>2. 被害状況等の情報の収集・伝達</p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化等に努める。</p> <p>(1) 市の災害情報等収集及び連絡</p> <p>① 市は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずる。また、その状況をオホーツク総合振興局に報告する。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明																								
<p>② 市は、気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。</p> <p>(2) 災害等の内容及び通報の時期 (略)</p> <p>(3) 市の通報 (略)</p> <p>(4) 被害状況報告 (略)</p> <p style="text-align: center;">【被害状況等の報告】</p> <table border="1" data-bbox="170 758 996 1244"> <thead> <tr> <th>区分 回線</th> <th>平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室</th> <th>休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T回線</td> <td>03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>7527 7537 (FAX)</td> <td>7782 7789 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)</td> <td>市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)</td> <td>市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。</p>	区分 回線	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室	N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)	北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	<p><u>なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。</u></p> <p>② 市は、気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。</p> <p>(2) 災害等の内容及び通報の時期 (略)</p> <p>(3) 市の通報 (略)</p> <p>(4) 被害状況報告 (略)</p> <p><u>(5) 情報の分析整理</u></p> <p><u>市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【被害状況等の報告】</p> <table border="1" data-bbox="1106 758 1933 1244"> <thead> <tr> <th>区分 回線</th> <th>平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室</th> <th>休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T回線</td> <td>03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>7527 7537 (FAX)</td> <td>7782 7789 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)</td> <td>市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)</td> <td>市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。</p>	区分 回線	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室	N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)	北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
区分 回線	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室																								
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)																								
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)																								
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)																								
区分 回線	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室																								
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)																								
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)																								
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX) 本庁・(総合) 振興局は内線電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)																								

現 行	修正案	説 明
<p style="text-align: center;">＜災害情報等報告取扱要領＞</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局に報告する。</p> <p>1. 報告の対象 災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 人的被害、住家被害が発生したもの (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大するおそれがある場合、又は広域的な災害でオホーツク総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの (6) その他特に指示があった災害</p> <p>2. 報告の種類及び内容 (1) 災害情報 災害が発生又は発生するおそれがある場合は、付属資料「4-4. 災害情報」の様式により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告する。</p> <p>(2) 被害状況報告 被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除く。</p> <p>ア 速報 被害発生後、直ちに付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により件数のみ報告する。</p> <p>イ 中間報告 被害状況が判明次第、付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により報告する。 なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。</p> <p>ウ 最終報告 応急措置が完了した後、15日以内に付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により報告する。</p> <p>(3) その他の報告 災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。</p> <p>3. 報告の方法 (1) 電話又は無線等による報告 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。</p> <p>(2) 最終報告 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告する。</p> <p>4. 被害状況判定基準 被害状況の判定基準は、付属資料「4-6. 被害程度の判定基準」とおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">＜災害情報等報告取扱要領＞</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局に報告する。</p> <p>1. 報告の対象 災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 人的被害、住家被害が発生したもの (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大するおそれがある場合、又は広域的な災害でオホーツク総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの (6) その他特に指示があった災害</p> <p>2. 報告の種類及び内容 (1) 災害情報 災害が発生又は発生するおそれがある場合は、付属資料「4-4. 災害情報」の様式により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告する。</p> <p>(2) 被害状況報告 被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除く。</p> <p>ア 速報 被害発生後、直ちに付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により件数のみ報告する。</p> <p>イ 中間報告 被害状況が判明次第、付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により報告する。 なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。</p> <p>ウ 最終報告 応急措置が完了した後、15日以内に付属資料「4-5. 被害状況報告（災害即報及び災害確定報告）」の様式により報告する。</p> <p>(3) その他の報告 災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。</p> <p>3. 報告の方法 (1) 電話又は無線等による報告 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。</p> <p>(2) 最終報告 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告する。</p> <p>4. 被害状況判定基準 被害状況の判定基準は、付属資料「4-6. 被害程度の判定基準」とおりとする。</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>2. 災害情報等の報告収集及び伝達計画 (略)</p> <p>3. 通信連絡体制 (略)</p> <p>4. 災害広報計画 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p> <p>1. 災害広報及び情報等の提供の方法 (1) 住民に対する広報の方法</p> <p>① 市及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道関係機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。</p> <p>② 市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。</p> <p>③ ①の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p> <p>④ ①のほか、市は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般市民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。</p> <p>(2) 市の広報</p> <p>市は、区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<u>避難指示</u>・<u>避難勧告</u>・<u>避難準備情報</u>、<u>避難場所</u>、<u>医療機関等の生活関連情報</u>、<u>ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報</u>、<u>交通規制</u>、被災者への生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。</p> <p>① 災害の種別（名称）及び発生年月日 ② 災害発生の場所又は被害激甚地域 ③ 被害状況</p>	<p>2. 災害情報等の報告収集及び伝達計画 (略)</p> <p>3. 通信連絡体制 (略)</p> <p>4. 災害広報計画 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p> <p>1. 災害広報及び情報等の提供の方法 (1) 住民に対する広報の方法</p> <p>① 市及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道関係機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、<u>SNS</u>、<u>掲示板</u>、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。</p> <p>② 市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。</p> <p>③ ①の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p> <p>④ ①のほか、市は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般市民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。</p> <p>(2) 市の広報</p> <p>市は、区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<u>避難指示（緊急）</u>・<u>避難勧告</u>・<u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>、<u>避難場所</u>、<u>医療機関等の生活関連情報</u>、<u>ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報</u>、<u>交通規制</u>、被災者への生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。</p> <p>① 災害の種別（名称）及び発生年月日 ② 災害発生の場所又は被害激甚地域 ③ 被害状況</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>ア 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）</p> <p>イ 火災状況（発生箇所、避難等）</p> <p>ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）</p> <p>エ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設（被害状況、復旧状況等）</p> <p>オ その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）</p> <p>④ 災害救助法適用の有無</p> <p>⑤ 応急、恒久対策の状況</p> <p>ア 避難について（避難指示・避難勧告の状況、避難場所・避難所の位置、経路等ほか、避難所開設に係る情報の提供）</p> <p>イ 医療救護所の開設状況</p> <p>ウ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）</p> <p>⑥ 災害対策本部の設置又は廃止</p> <p>⑦ 市民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項</p> <p>（3）道、関係機関等に対する情報の提供 （略）</p> <p>（4）被災者相談窓口の開設 （略）</p> <p>（5）報道 （略）</p> <p>2. 安否情報の提供 （略）</p> <p>第4章 災害救助法の適用 （略）</p> <p>1. 実施体制 （略）</p> <p>2. 災害救助法の適用基準 （略）</p> <p>3. 被災世帯の算定基準 （略）</p> <p>4. 災害救助法の適用手続き （略）</p>	<p>ア 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）</p> <p>イ 火災状況（発生箇所、避難等）</p> <p>ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）</p> <p>エ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設（被害状況、復旧状況等）</p> <p>オ その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）</p> <p>④ 災害救助法適用の有無</p> <p>⑤ 応急、恒久対策の状況</p> <p>ア 避難について（<u>避難指示（緊急）</u>・避難勧告の状況、避難場所・避難所の位置、経路等ほか、避難所開設に係る情報の提供）</p> <p>イ 医療救護所の開設状況</p> <p>ウ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）</p> <p>⑥ 災害対策本部の設置又は廃止</p> <p>⑦ 市民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項</p> <p>（3）道、関係機関等に対する情報の提供 （略）</p> <p>（4）被災者相談窓口の開設 （略）</p> <p>（5）報道 （略）</p> <p>2. 安否情報の提供 （略）</p> <p>第4章 災害救助法の適用 （略）</p> <p>1. 実施体制 （略）</p> <p>2. 災害救助法の適用基準 （略）</p> <p>3. 被災世帯の算定基準 （略）</p> <p>4. 災害救助法の適用手続き （略）</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>5. 救助の実施と種類 (略)</p> <p>6. 災害対策基本法と災害救助法の関連 (略)</p> <p>第5章 相互応援（受援）体制整備計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実際に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、市及び指定地方行政機関は、災害時における<u>ボランティアによる防災活動</u>が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。</p> </div> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 広域応援協力要請</p> <p>【計画の方針】</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>【計画の内容】 (略)</p>	<p>5. 救助の実施と種類 (略)</p> <p>6. 災害対策基本法と災害救助法の関連 (略)</p> <p>第5章 相互応援（受援）体制整備計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実際に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、市及び指定地方行政機関は、災害時における<u>ボランティア活動</u>が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。</p> </div> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 広域応援協力要請</p> <p>【計画の方針】</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間業者の管理する施設を把握しておく</u>など、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアル</u>を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>【計画の内容】 (略)</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>2. 消防防災ヘリコプターの要請 (略)</p> <p>3. 自衛隊への災害派遣要請 (略)</p> <p>4. 民間団体等への協力要請 (略)</p> <p>5. 地域住民への協力要請 (略)</p> <p>6. 防災ボランティアの受入体制</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) ボランティア団体・NPOとの協力 (略)</p> <p>(2) ボランティアの受入れ</p> <p>① 市は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について、速やかに道災害対策本部に連絡する。</p> <p>② ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会が受け持つこととし、市は、ボランティアの明示のための腕章を用意しておく。</p> <p>③ 市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、<u>高齢者介護</u>や<u>外国人との会話力</u>など、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。</p> <p>(3) ボランティア団体・NPOの活動 ボランティア・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <p>① 災害・安否・生活情報の収集・伝達</p> <p>② 炊出し、その他の災害救助活動</p> <p>③ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助</p> <p>④ 清掃及び防疫</p> <p>⑤ 災害応急対策物資、<u>資材</u>の輸送及び<u>配分</u></p> <p>⑥ 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業</p> <p>⑧ 災害応急対策事務の補助</p>	<p>2. 消防防災ヘリコプターの要請 (略)</p> <p>3. 自衛隊への災害派遣要請 (略)</p> <p>4. 民間団体等への協力要請 (略)</p> <p>5. 地域住民への協力要請 (略)</p> <p>6. 防災ボランティアの受入体制</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) ボランティア団体・NPOとの協力 (略)</p> <p>(2) ボランティアの受入れ</p> <p>① 市は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について、速やかに道災害対策本部に連絡する。</p> <p>② ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会が受け持つこととし、市は、ボランティアの明示のための腕章を用意しておく。</p> <p>③ 市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、<u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション</u>など、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、<u>必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</u></p> <p>(3) ボランティア団体・NPOの活動 ボランティア団体・NPO<u>等</u>に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <p>① 災害・安否・生活情報の収集・伝達</p> <p>② 炊出し、その他の災害救助活動</p> <p>③ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助</p> <p>④ 清掃及び防疫</p> <p>⑤ 災害応急対策物資、<u>資機材等</u>の輸送及び<u>仕分け・配布</u></p> <p>⑥ 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業</p> <p>⑧ 災害応急対策事務の補助</p>	<p>道計画に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>⑨ 救急・救助活動 ⑩ 医療・救護活動 ⑪ 外国語通訳 ⑫ 非常通信 ⑬ 被災者の心のケア活動 ⑭ 被災母子のケア活動 ⑮ 被災動物の保護・救助活動 ⑯ ボランティア・コーディネート (4) ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>第6章 消防計画 (略) 【 体系 】 (略) 1. 火災警防計画 (略) 2. 出火防止、初期消火 (略)</p> <p>第7章 水防計画 (略)</p> <p>第8章 救助・救急活動 (略) 【 体系 】 (略) 1. 救助・救出活動 (略) 2. 搬送体制の整備 (略)</p>	<p>⑨ 救急・救助活動 ⑩ 医療・救護活動 ⑪ 外国語通訳 ⑫ 非常通信 ⑬ 被災者の心のケア活動 ⑭ 被災母子のケア活動 ⑮ 被災動物の保護・救助活動 ⑯ ボランティア・コーディネート (4) ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>第6章 消防計画 (略) 【 体系 】 (略) 1. 火災警防計画 (略) 2. 出火防止、初期消火 (略)</p> <p>第7章 水防計画 (略)</p> <p>第8章 救助・救急活動 (略) 【 体系 】 (略) 1. 救助・救出活動 (略) 2. 搬送体制の整備 (略)</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>第9章 応急医療助産計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 医療・助産計画 (略)</p> <p>2. 医薬品、医療資機材等の調達 (略)</p> <p>第10章 避難計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 避難実施責任者及び措置内容 【計画の方針】</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等により、人命、身体の保護又は災害防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。なお、<u>避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行う</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 避難実施責任者及び措置内容 (1) 市長（災害対策基本法第60条）</p> <p>① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに</p>	<p>第9章 応急医療助産計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 医療・助産計画 (略)</p> <p>2. 医薬品、医療資機材等の調達 (略)</p> <p>第10章 避難計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 避難実施責任者及び措置内容 【計画の方針】</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等により、人命、身体の保護又は災害防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する必要がある。なお、<u>避難勧告等を発令する</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 避難実施責任者及び措置内容 (1) 市長（災害対策基本法第60条）</p> <p>① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの勧告又は指示</p> <p>イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示</p> <p>ウ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示</p> <p>② 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。</p> <p>③ 市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。</p> <p>(2) 水防管理者（水防法第29条） （略）</p> <p>(3) 知事又はその命を受けた道の職員（災害対策基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） （略）</p> <p>(4) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>① 警察官又は海上保安官は、(1)の②により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。 その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。</p> <p>② 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告するものとする。</p> <p>(5) 自衛隊（自衛隊法第94条） （略）</p> <p>2. 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>(1) 連絡 （略）</p> <p>(2) 助言</p>	<p>必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの勧告又は指示</p> <p>イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示</p> <p>ウ <u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示</p> <p>② 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、<u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。</p> <p>③ 市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。</p> <p>(2) 水防管理者（水防法第29条） （略）</p> <p>(3) 知事又はその命を受けた道の職員（災害対策基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） （略）</p> <p>(4) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>① 警察官又は海上保安官は、(1)の②により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。 その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。</p> <p>② 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告するものとする。</p> <p>(5) 自衛隊（自衛隊法第94条） （略）</p> <p>2. 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>(1) 連絡 （略）</p> <p>(2) 助言</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>① 市</p> <p>市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>市は、<u>避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</u></p> <p>② 国や道の関係機関</p> <p>市から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。</p> <p>(3) 協力、援助 (略)</p> <p>3. <u>避難の勧告・指示又は避難準備情報の周知</u></p> <p>(1) 周知に関する基本事項</p> <p>市長は、<u>避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</u></p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適</p>	<p>① 市</p> <p>市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は<u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</u>を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</u></p> <p>② 国や道の関係機関</p> <p>市から助言を求められた国や道の関係機関は、<u>避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。</u></p> <p><u>また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、国及び道は、市長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 協力、援助 (略)</p> <p>3. <u>避難勧告・避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知</u></p> <p>(1) 周知に関する基本事項</p> <p>市長は、<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</u></p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>1 <u>避難の勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容</u></p> <p>2 避難場所等及び経路</p> <p>3 火災、盗難の予防措置等</p> <p>4 携行品等その他の注意事項</p> <p>注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。</p> <p>(2) 避難の勧告又は指示の実施及び基準</p> <p>① 避難の勧告、指示等の判断基準等</p> <p>市長は、避難の勧告・指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定し、同基準に基づいて勧告・指示を発令する。</p> <p>判断基準は、災害の危険性の程度により、次の基準とする。</p>	<p>切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容</u></p> <p>2 避難場所等及び経路</p> <p>3 火災、盗難の予防措置等</p> <p>4 携行品等その他の注意事項</p> <p>注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。</p> <p>(2) 避難の勧告又は指示の実施及び基準</p> <p>① 避難の勧告、指示等の判断基準等</p> <p>市長は、避難の勧告・指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定し、同基準に基づいて勧告・指示を発令する。</p> <p>判断基準は、災害の危険性の程度により、次の基準とする。</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行			修正案			説 明
【避難勧告・指示等の判断基準（一般的基準）】			【避難勧告・指示等の判断基準（一般的基準）】			
	発令時の状況	住民に求める行動		発令時の状況	住民に求める行動	
<u>避難準備情報</u> (<u>要配慮者避難</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<u>避難準備・高齢者等避難</u> <u>開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	
<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<u>避難指示</u> (<u>緊急</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	
<p>②避難の勧告・指示の時期</p> <p>市長は、局所的な豪雨による急激な河川の水位の上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。</p> <p>市長が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 網走地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報が発せられ、市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき</p> <p>イ 河川が警戒水位を突破し、洪水が生じるおそれがあるとき</p> <p>ウ 河川の上流が水害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき</p> <p>エ 火災の拡大や爆発のおそれがあるとき</p> <p>オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測さ</p>			<p>②避難の勧告・指示の時期</p> <p>市長は、局所的な豪雨による急激な河川の水位の上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。</p> <p>市長が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 網走地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報が発せられ、市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき</p> <p>イ 河川が警戒水位を突破し、洪水が生じるおそれがあるとき</p> <p>ウ 河川の上流が水害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき</p> <p>エ 火災の拡大や爆発のおそれがあるとき</p> <p>オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測さ</p>			

現 行	修正案	説 明
<p>れるとき カ 地滑り、がけ崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき キ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき</p> <p>③ 避難の勧告・指示の対象者 避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</p> <p>(3) 避難の勧告・指示又は避難準備情報の周知事項 市長は、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、住民等に対して速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>① 避難対象地域（行政区名、施設名等） ② 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容 （避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③ 避難先（安全な方向及び避難場所、避難所の名称） ④ 避難経路 ⑤ 火災、盗難の予防措置等 ⑥ 避難行動における注意事項 （避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等） ⑦ その他必要な事項</p> <p>(4) 避難措置及び解除の住民への伝達方法 (略)</p> <p>(5) 避難措置の報告 市長は、避難の勧告、指示又は避難準備情報を周知したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。解除の場合も同様とする。</p> <p>2. 応急措置実施計画 (略)</p> <p>3. 避難方法 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 避難順位 (略)</p>	<p>れるとき カ 地滑り、がけ崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき キ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき</p> <p>③ 避難の勧告・指示の対象者 避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</p> <p>(3) 避難勧告・避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知事項 市長は、避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、住民等に対して速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>① 避難対象地域（行政区名、施設名等） ② 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容 （避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③ 避難先（安全な方向及び避難場所、避難所の名称） ④ 避難経路 ⑤ 火災、盗難の予防措置等 ⑥ 避難行動における注意事項 （避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等） ⑦ その他必要な事項</p> <p>(4) 避難措置及び解除の住民への伝達方法 (略)</p> <p>(5) 避難措置の報告 市長は、避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始を周知したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。解除の場合も同様とする。</p> <p>2. 応急措置実施計画 (略)</p> <p>3. 避難方法 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 避難順位 (略)</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(2) 避難準備及び携行品等の制限 (略)</p> <p>(3) 避難道路の選定等 (略)</p> <p>(4) 避難誘導 避難誘導は、市職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>(5) 避難者の確認 (略)</p> <p>(6) 移送の方法 (略)</p> <p>(7) 避難誘導者の安全確保 (略)</p> <p>4. 要配慮者の安全避難 (略)</p> <p>5. 避難所の開設 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 指定緊急避難所の開設 市は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、<u>避難準備情報の発令等</u>とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p>	<p>(2) 避難準備及び携行品等の制限 (略)</p> <p>(3) 避難道路の選定等 (略)</p> <p>(4) 避難誘導 避難誘導は、市職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。 <u>市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u> <u>また、市職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難者の確認 (略)</p> <p>(6) 移送の方法 (略)</p> <p>(7) 避難誘導者の安全確保 (略)</p> <p>4. 要配慮者の安全避難 (略)</p> <p>5. 避難所の開設 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 指定緊急避難所の開設 市は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等</u>とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画に基づく修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>① 指定避難所の開設は、原則として災害対策本部長の指示により行う。</p> <p>② 市は、発災時に必要に応じて、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>③ 指定避難所の設置場所は、原則としてあらかじめ指定された指定緊急避難場所等一覧（付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」）に基づく。</p> <p>④ 市は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>⑤ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅</u>、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>⑥ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>⑦ 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた施設関係者が避難所開設の準備を行う。</p> <p>⑧ すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、取りあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。</p> <p>⑨ 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>(3) 担当者の派遣・実務 (略)</p> <p>(4) 必要な資機材等 (略)</p> <p>(5) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定 (略)</p> <p>(6) 避難所開設の報告 (略)</p> <p>(7) 避難所内の管理室の開設 (略)</p> <p>(8) 避難所の開設期間 (略)</p> <p>(9) 避難所運営マニュアルの活用 (略)</p>	<p>① 指定避難所の開設は、原則として災害対策本部長の指示により行う。</p> <p>② 市は、発災時に必要に応じて、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図る。<u>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p>③ 指定避難所の設置場所は、原則としてあらかじめ指定された指定緊急避難場所等一覧（付属資料「5-1. 指定緊急避難場所等一覧」）に基づく。</p> <p>④ 市は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>⑤ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を避難所として借り上げる</u>など、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>⑥ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>⑦ 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた施設関係者が避難所開設の準備を行う。</p> <p>⑧ すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、取りあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。</p> <p>⑨ 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>(3) 担当者の派遣・実務 (略)</p> <p>(4) 必要な資機材等 (略)</p> <p>(5) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定 (略)</p> <p>(6) 避難所開設の報告 (略)</p> <p>(7) 避難所内の管理室の開設 (略)</p> <p>(8) 避難所の開設期間 (略)</p> <p>(9) 避難所運営マニュアルの活用 (略)</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(10) 被災者の生活環境の整備 (略)</p> <p>6. 避難所の運営管理等</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>① 避難所連絡員の常駐 避難所には原則として、避難所連絡員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て避難者の保護に当たる。</p> <p>② 避難所の運営・管理 連絡員は、避難所に受入れされている避難者数をはじめ、さまざまな情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話又は情報連絡員（伝令）等により災害対策本部に連絡する。</p> <p>③ 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>④ 市は、避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、<u>国等への報告を行うものとする。</u></p> <p>⑤ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p>	<p>(10) 被災者の生活環境の整備 (略)</p> <p>6. 避難所の運営管理等</p> <p>【計画の方針】 (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>① 避難所連絡員の常駐 避難所には原則として、避難所連絡員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て避難者の保護に当たる。</p> <p>② 避難所の運営・管理 連絡員は、避難所に受入れされている避難者数をはじめ、さまざまな情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話又は情報連絡員（伝令）等により災害対策本部に連絡する。</p> <p>③ 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 <u>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p>④ 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>⑤ 市は、避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>⑥ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう<u>実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正・道計画修正に基づく追記及び修正</p> <p>項目番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>⑥ 市は必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>⑦ 道への報告 市は、住民の避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、オホーツク総合振興局長に連絡する。</p> <p>⑧ 関係書類の整理 責任者は、次の関係書類を整理保存する。 ア 救助実施記録日計表 イ 避難所用物品受払簿 ウ 避難所設置及び受入状況 エ 避難所設置に要した支払証拠書類 オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類</p> <p>(2) 被災者の状況把握 (略)</p> <p>(3) 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営 (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>(5) 男女双方の視点の取り入れ (略)</p> <p>(6) 学校運営への協力 (略)</p> <p>(7) 避難所の早期解消 (略)</p> <p>7. 広域一時滞在 (略)</p>	<p><u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>⑦ 市は必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、<u>道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。</u></p> <p>⑧ 道への報告 市は、住民の避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、オホーツク総合振興局長に連絡する。</p> <p>⑨ 関係書類の整理 責任者は、次の関係書類を整理保存する。 ア 救助実施記録日計表 イ 避難所用物品受払簿 ウ 避難所設置及び受入状況 エ 避難所設置に要した支払証拠書類 オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類</p> <p>(2) 被災者の状況把握 (略)</p> <p>(3) 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営 (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>(5) 男女双方の視点の取り入れ (略)</p> <p>(6) 学校運営への協力 (略)</p> <p>(7) 避難所の早期解消 (略)</p> <p>7. 広域一時滞在 (略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正・道計画修正に基づく修正</p> <p>項目番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第 1 1 章 緊急輸送・交通計画 (略) 【 体系 】 (略) 1. 道路交通の確保 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 1. 交通確保対策 (1) 交通応急対策の実施 (略) (2) 道路、橋梁等交通施設の災害の情報収集及び連絡等 (略) (3) 道路交通確保 (略) (4) 運転者の義務 (略) (5) 道路の啓開等 道路管理者は、災害対策基本法第 7 6 条の 6 に基づき、放置車輛や立ち往生車輛等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命ずることができる。 運転者が不在の場合などにより車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。 また、道路関係障害物の除去にあたっては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図ることから、各道路管理者は、実施に係る体制を整備する。</p> <p>2. 緊急輸送道路 (略)</p> <p>2. 交通規制 (略)</p> <p>3. 輸送手段の確保 (略)</p> <p>4. 緊急空中輸送の確保 (略)</p>	<p>第 1 1 章 緊急輸送・交通計画 (略) 【 体系 】 (略) 1. 道路交通の確保 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 1. 交通確保対策 (1) 交通応急対策の実施 (略) (2) 道路、橋梁等交通施設の災害の情報収集及び連絡等 (略) (3) 道路交通確保 (略) (4) 運転者の義務 (略) (5) 道路の啓開等 <u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者</u>は、災害対策基本法第 7 6 条の 6 に基づき、放置車輛や立ち往生車輛等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命ずることができる。 <u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者</u>は、自ら車両の移動等を行うことができる。 また、道路関係障害物の除去にあたっては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図ることから、各道路管理者は、実施に係る体制を整備する。</p> <p>2. 緊急輸送道路 (略)</p> <p>2. 交通規制 (略)</p> <p>3. 輸送手段の確保 (略)</p> <p>4. 緊急空中輸送の確保 (略)</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>5. 海上交通安全の確保 (略)</p> <p>第12章 飲料水・食糧・生活必要物資の供給 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 飲料水の供給 (略)</p> <p>2. 食糧の供給 (略)</p> <p>3. 衣料、生活必要物資の供給 (略)</p> <p>4. 石油類供給計画 (略)</p> <p>第13章 被災地の応急対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. ゴミ・し尿処理対策 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p> <p>1. 実施責任者 (略)</p> <p>2. 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準 市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。 なお、市長は災害対策基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講</p>	<p>5. 海上交通安全の確保 (略)</p> <p>第12章 飲料水・食糧・生活必要物資の供給 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 飲料水の供給 (略)</p> <p>2. 食糧の供給 (略)</p> <p>3. 衣料、生活必要物資の供給 (略)</p> <p>4. 石油類供給計画 (略)</p> <p>第13章 被災地の応急対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. ゴミ・し尿処理対策 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p> <p>1. 実施責任者 (略)</p> <p>2. 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準 市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。 なお、市長は災害対策基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>③ 災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・受入れをする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の受入れについて周知を図る。</p> <p>3. 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p> <p>4. 住宅対策 (略)</p> <p>5. 文教対策 (略)</p> <p>6. 応急福祉対策 (略)</p> <p>7. 災害相談窓口の開設 (略)</p> <p>第14章 危険物・毒物等防災対策 (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 危険物保管施設 (略)</p> <p>2. 高圧ガス取扱い施設 (略)</p> <p>3. 毒物・劇物取扱い施設 (略)</p> <p>4. 学校における毒物・劇物取扱い対策 (略)</p> <p>第15章 公共施設等の応急復旧対策 (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 公共土木施設等 (略)</p>	<p>③ 災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・受入れをする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の受入れについて周知を図る。</p> <p>3. 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p> <p>4. 住宅対策 (略)</p> <p>5. 文教対策 (略)</p> <p>6. 応急福祉対策 (略)</p> <p>7. 災害相談窓口の開設 (略)</p> <p>第14章 危険物・毒物等防災対策 (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 危険物保管施設 (略)</p> <p>2. 高圧ガス取扱い施設 (略)</p> <p>3. 毒物・劇物取扱い施設 (略)</p> <p>4. 学校における毒物・劇物取扱い対策 (略)</p> <p>第15章 公共施設等の応急復旧対策 (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 公共土木施設等 (略)</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>2. 社会公共施設等 (略)</p> <p>第16章 災害警備活動 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 災害警備体制の確立 (略)</p> <p>2. 災害時の警備活動 (略)</p> <p>3. 海上における治安の維持 (略)</p>	<p>2. 社会公共施設等 (略)</p> <p>第16章 災害警備活動 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 災害警備体制の確立 (略)</p> <p>2. 災害時の警備活動 (略)</p> <p>3. 海上における治安の維持 (略)</p>	

第3編 災害復旧計画

現 行	修正案	
<p>第1章 公共施設の災害復旧計画 (略) 【体系】 (略) 1. 災害復旧事業計画の策定等 (略)</p> <p>第2章 住民の生活安定のための緊急対策 (略) 【体系】 (略) 1. 被災者への融資、支給 (略) 2. 生活確保のための緊急措置 (略) 3. 郵政事業の災害特別取扱い等 (略)</p> <p>第3章 激甚災害の指定 (略) 【体系】 (略) 1. 激甚災害指定の手続き (略) 2. 激甚災害等の指定基準 (略) 3. 特別財政援助額の交付手続き (略)</p>	<p>第1章 公共施設の災害復旧計画 (略) 【体系】 (略) 1. 災害復旧事業計画の策定等 (略)</p> <p>第2章 住民の生活安定のための緊急対策 (略) 【体系】 (略) 1. 被災者への融資、支給 (略) 2. 生活確保のための緊急措置 (略) 3. 郵政事業の災害特別取扱い等 (略)</p> <p>第3章 激甚災害の指定 (略) 【体系】 (略) 1. 激甚災害指定の手続き (略) 2. 激甚災害等の指定基準 (略) 3. 特別財政援助額の交付手続き (略)</p>	

第3部 事故災害対策編

現 行	修正案	
<p>第1章 港湾等災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 港湾等災害予防計画 (略)</p> <p>2. 港湾等災害応急対策計画 (略)</p> <p>3. 海難救助 (略)</p> <p>第2章 航空災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 航空災害予防計画 (略)</p> <p>2. 航空災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3章 道路災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 道路災害予防計画 (略)</p> <p>2. 道路災害応急対策計画 (略)</p>	<p>第1章 港湾等災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 港湾等災害予防計画 (略)</p> <p>2. 港湾等災害応急対策計画 (略)</p> <p>3. 海難救助 (略)</p> <p>第2章 航空災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 航空災害予防計画 (略)</p> <p>2. 航空災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3章 道路災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 道路災害予防計画 (略)</p> <p>2. 道路災害応急対策計画 (略)</p>	

現 行	修正案	
<p>第4章 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 危険物の定義 (略)</p> <p>2. 危険物等災害予防計画 (略)</p> <p>3. 危険物等災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5章 大規模火災対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 大規模火災予防計画 (略)</p> <p>2. 大規模火災応急対策計画 (略)</p> <p>第6章 林野火災対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 林野火災予防計画 (略)</p> <p>2. 林野火災応急対策計画 (略)</p>	<p>第4章 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 危険物の定義 (略)</p> <p>2. 危険物等災害予防計画 (略)</p> <p>3. 危険物等災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5章 大規模火災対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 大規模火災予防計画 (略)</p> <p>2. 大規模火災応急対策計画 (略)</p> <p>第6章 林野火災対策計画 (略)</p> <p>【体系】 (略)</p> <p>1. 林野火災予防計画 (略)</p> <p>2. 林野火災応急対策計画 (略)</p>	